

東久留米市勤労市民共済会事業運営基金要綱

(設置の目的)

第1条 東久留米市勤労市民共済会の円滑な財政運営を行うため、東久留米市勤労市民共済会事業運営基金（以下「基金」という。）設置する。

(積立)

第2条 基金として積立てる額は、毎年度予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 会長は運営上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は次の各号に該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 経済事情が著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、その財源に充当するとき

(2) 緊急に実施することが必要となった大規模な事業の経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に当てるとき。

(委任)

第7条 この要綱に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は会長が別に定める。

付則

- 1 この要綱は、昭和58年7月5日から施行する。
- 2 この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。